

第一種事業の廃止等通知書

令和 4 年 11 月 4 日

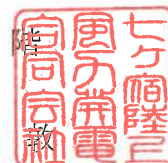
宮城県知事 殿

住所 東京都港区新橋六丁目 17 番 21 号

住友不動産御成門駅前ビル 10 階

氏名 七ヶ宿陸上風力発電合同会社

業務執行社員 星野



次のとおり、第一種事業を実施しないこととしたので、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 9 第 1 項第 1 号の規定により通知します。

記

1. 環境影響評価の対象事業の名称及び概要

(1) 事業の名称

(仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業

(2) 原動力の種類

風力（陸上）

(3) 出力

最大 130,200 kW

(4) 所在地

宮城県七ヶ宿町（山形県上山市及び高島町との境界に位置する地域）

2. 第一種事業廃止の理由

本事業実施想定区域において、地域及び環境への配慮と事業性の両立を目指し検討を行ったが難しく、本事業の実施は困難であると判断したため。

3. 廃止年月日

令和 4 年 11 月 4 日

